

# 2020（令和2）年度事業計画書

2020年4月1日から  
2021年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

## 1. 基本方針

アジア太平洋地域におけるポートステートコントロール（PSC）の地域協力に関する合意（東京MOU）に基づく事務局の運営並びに域内各国のPSCに係る職員の研修等の企画及び実施に係る事業を的確に行い、海上航行の安全及び海洋環境の保全に寄与する。

## 2. 各事業の計画

### (1) 東京MOUに基づく事務局の運営

#### ① 委員会の準備、文書の回章及び報告

2020年12月に韓国において開催される第31回PSC委員会及び第14回技術作業部会に向け、資料の作成等準備作業を的確に行い、円滑な会議運営を図る。委員会終了後、速やかに報告書を作成し、次回会合までの検討課題等を明確にするとともに当該課題を検討するためのインターネット会議の管理・運営を行う。

#### ② IMO、他地域MOU等との調整

IMO（国際海事機関）の関係小委員会、パリMOUのPSC委員会等に出席し、東京MOUの活動状況を紹介するとともに、検査基準の調和、技術協力等について協議する。

#### ③ 情報収集及び提供

PSC委員会の決定事項やPSCに関する各種年間データを取りまとめた2019年年次報告書を作成し、関係者に配布するとともに、国際版ウェブサイト上で公表する。

また、PSCデータベース、航行停止処分リスト、劣悪船リスト等PSCに関する最新情報をウェブサイト上でタイムリーに公表する。さらに、メンバー等のみがアクセスできる部内ウェブサイトを通じ、会議や研修等に関する情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

域内PSC情報システム(Asia Pacific Computerized Information System (APCIS))の更なる改良等について、APCIS管理者と検討を進める。

#### ④ 域内でのPSCの円滑な実施

条約改正等に対応し、PSCマニュアルを逐次改訂する。

さらに、途上国の能力向上を図るため、希望する国に対しピアサポートレビューチームを派遣し、改善策等を提言する。今年度はインドネシアにピアサポートレビューチームを派遣する。

### (2) PSCに係る職員の研修等の企画及び実施

#### ① 一般研修

2020年8～9月、初級や再教育が必要なPSC検査官を対象に、座学及び船上訓練で構成する4週間の研修を日本で実施する。本コースには、IMOの資金負担等により他地域MOUからの研修生も受け入れる。研修生は20名程度を予定し、当財団は、東京MOU域内の途上国研修生約10名に旅費等を支援する。

#### ② セミナー

2020年9月から実施される集中検査キャンペーンのガイドライン徹底、PSCに関する最近の問題の周知等のため、本年7月にシンガポールにおいて1週

間のセミナーを開催する。約25カ国・地域から30名程度の参加を予定しており、当財団は、東京MOU域内の途上国参加者約10数名に旅費等を支援する。

③ 専門家派遣

途上国からの要請を踏まえ、各国の実情に対応した専門家を派遣し、研修を実施する。本年度は、5カ国程度への派遣を予定し、当財団は、専門家の派遣旅費等を支援する。特に今年度は(3)に記載するMEPSEASプロジェクトへの協力の一環として、専門家を同プロジェクトに参加する4か国(インドネシア、マレーシア、フィリピン及びベトナム)に派遣する。

④ 検査官交流

域内PSCの調和を促進するため、各国間での検査官の交流を企画・実施する。本年度は10数名の交流を予定し、当財団は、旅費等を支援する。

⑤ 研修前学習システムの開発

2021年度一般研修からの導入を目指し、一般研修をより効果的に行うための事前学習システムについて試験運用を行うとともに、同システムで使用する研修前学習用教材を作成する。

(3) MEPSEASプロジェクトへの協力

I MOが Norwegian Agency for Development Cooperation (NORAD) の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において2018年から4年間の計画で実施している海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト(MEPSEASプロジェクト)の戦略的パートナーとして、同プロジェクトのハイレベル地域会合(今年度はベトナムにて開催予定)に出席し、進捗状況の確認、協力方法に関する意見交換等を行うとともに、同プログラムの下での人材育成事業に対し東京MOUの技術協力プログラムを活用した協力を行う。

(4) ブラックリスト国の旗国パフォーマンス向上のための事業

東京MOUが毎年公表している年次報告書の中では、検査対象船舶の選定に資するため、過去3年間の拘留率を基に統計処理を行い旗国を格付けした表を掲載している。2019年度、日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている域内の低格付けの旗国(ブラックリスト国)の旗国パフォーマンス向上への意識付けを行うため、これら旗国当局の政策担当者数名を招集し、旗国としての責務に関する講義、旗国パフォーマンス向上事例の紹介等を内容とするセミナーを2020年2月にベトナムにて開催することとしていた。しかしながら、COVID-19感染拡大の懸念から、一部の参加者が参加を見合わせる事態となったこともあり、同セミナーの開催を断念せざるを得なかった。このため、事業延長手続きを行い、改めて、今年度、ベトナムにおいて、カンボジア、キリバチ、モンゴル及びパラウの政策実務者を招聘してセミナーを開催する。

(5) 管理業務

① 公益法人関係基準の遵守

今後とも、公益法人関係基準を遵守し適正な運営に努める。

② 財産の運用

資金管理規程を遵守し、運用を行う。